

山梨県公報

号外第十三号

令和四年

三月二十九日

火 曜 日

目 次

- 法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則……………一
- 山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則……………四
- 山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則……………一五
- 山梨県療育手帳交付規則の一部を改正する規則……………一五
- 山梨県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する等の規則……………二一
- 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三二
- 山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則……………三二
- 山梨県都市計画法施行細則の一部を改正する規則……………三二
- 山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則……………三三
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………三三
- 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三三

規 則

山梨県規則第二号

法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

次の各号に掲げる法律、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができ

る。

- 一 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第三条及び第四条第一項
- 二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の六第三項及び第二百三十一条の三第三項
- 三 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)第十条第一項及び第二項
- 四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十四条
- 五 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十九条
- 六 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十六条の五第一項
- 七 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の十二第二項及び第十三条の二十二第一項
- 八 養蜂振興法(昭和三十年法律第八十号)第九条第一項
- 九 養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第十六条第一項
- 十 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の三十九第一項
- 十一 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第八十二条第一項
- 十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第五条第一項、第十一条第一項及び第十七条第一項
- 十三 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十四条において準用する同法第十二条第二項
- 十四 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の十第三項及び第四項
- 十五 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十一条第一項並びに第六十四条第一項及び第二項
- 十六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第五条第一項及び第二十二条第一項
- 十七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四号)第三十七條第一項及び第四十三條第一項
- 十八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十九條第一項
- 十九 山梨県立自然公園条例(昭和三十二年山梨県条例第七十四号)第十六条第一項、第二十四條第二項、第二十六條第二項及び第三十九條第一項
- 二十 山梨県種畜検査保護条例(昭和三十六年山梨県条例第三十一号)第十五條第一項
- 二十一 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第十四條の二第一項
- 二十二 山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)第三十二條第一項

- 二十三 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十八年山梨県条例第六号）第十七条第一項
- 二十四 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（昭和四十八年山梨県条例第四十号）第十八条第一項
- 二十五 山梨県土採取規制条例（昭和四十九年山梨県条例第三十二号）第十五条第一項
- 二十六 山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十二号）第六十四条第一項
- 二十七 山梨県モーターボート業適正化条例（昭和五十二年山梨県条例第二十九号）第十五条第一項
- 二十八 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十六号）第十四条第二項
- 二十九 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二十八号）第十四条第三項及び第十六条第一項
- 三十 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第二十三条第一項及び第三十九条第一項
- 三十一 山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）第六十六条第一項
- 三十二 山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）第四十九条第一項
- 三十三 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年山梨県条例第四十一号）第二十四条第一項
- 三十四 山梨県消費生活条例（平成十七年山梨県条例第一百二十二号）第三十三条第一項
- 三十五 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十三号）第二十一条第一項
- 三十六 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十四号）第十五条第一項、第十九条第一項、第二十七条第二項及び第二十八条第一項
- 三十七 山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第六条第一項
- 三十八 山梨県食の安全・安心推進条例（平成二十四年山梨県条例第十五号）第二十八条第一項
- 三十九 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（平成二十四年山梨県条例第七十五号）第十七条第一項及び第二十六条第一項
- 四十 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例（平成二十七年山梨県条例第四十六号）第二十九条第一項
- 四十一 山梨県障害者幸住条例（平成二十七年山梨県条例第五十号）第二十五条第一項
- 四十二 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年山梨

県条例第二十七号）第二十三条第一項
四十三 山梨県農業経営改善資金助成条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第四十一号）第十一条第一項

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
山梨県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

山梨県規則第三号

山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）（及び山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、省令及び条例において使用する用語の例による。

(接道の認定)

第三条 特例畜舎等に係る省令第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者は、第一号様式による認定申請書の正本及び副本に、省令別表第一に掲げる図書のうち付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに許可申請理由書その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしたときは、第二号様式による認定通知書に、前項の認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしないときは、第三号様式による不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(知事が必要と認める図書)

第四条 省令第六十四条第一項の知事が必要と認める図書は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関から特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合するものであることを証する書面の交付を受けたときは、当該書面及び省令別表第一に掲げる図書とする。

(知事が不要と認める図書)

第五条 省令第六十四条第二項の知事が不要と認める図書は、前条に定める図書を添付する場合にあっては、省令別表第二から第八までの各項に掲げる図書（省令第四十八条第二項の規定が適用される畜舎等については、第三条第一項に規定する図書を除く。）とする。

く。）とする。

(仮使用の認定に係る知事が必要と認める図書及び書類)

第六条 省令第七十六条第一項の知事が必要と認める図書及び書類は、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関から認定畜舎等が安全上、防火上及び避難上支障がないことを証する書面の交付を受けたときは、当該書面とする。

(申請の取下げ)

第七条 法第三条第一項の認定、法第四条第一項の変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による認定又は省令第四十八条第二項の規定による認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、第四号様式による取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(利用状況の報告)

第八条 省令第九十一条に規定する知事が定める日は、令和九年及び同年から起算して五年ごとの四月三十日とする。

(建築等又は利用の取りやめ)

第九条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、第五号様式による取りやめ届出書を知事に提出しなければならない。

(街区の角にある敷地に準ずる敷地)

第十条 条例第六条第三項の規則で定める敷地は、次のとおりとする。

一 二つの道路により形成される内角百二十度以下の角にある敷地であつてこれらの道路の幅員が、それぞれ六メートル以上又はその和が十五メートル以上のもの
二 二つの道路の間にある敷地であつて、これらの道路の幅員が、それぞれ六メートル以上又はその和が十五メートル以上のもの
三 公園、広場、水面その他これらに類するもの（以下この号及び次項において「公園等」という。）に接する敷地又は敷地に接する道路の反対側に公園等のある敷地であつて前二号に準ずると認めるもの

2 前項に該当する敷地は、道路又は公園等に接する長さが、敷地周辺の全長の三分の一以上でなければならない。

(畜舎等の高さの許可)

第十一条 条例第七条第二項の規定による許可を受けようとする者は、第六号様式による許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令別表第一に掲げる図書のうち付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに許可申請理由書その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可申請書を受理した場合において、当該申請事項を許

可したときは、第七号様式による許可通知書に、当該許可申請書の副本及び添付書類を添えて、これを申請者に通知するものとする。

(手数料の免除)

第十二条 条例第八条第五項の規定により手数料を免除する場合は、申請をする者が山梨県の機関の長である場合とする。

(身分証明書)

第十三条 法第十四条第四項の証明書は、法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年山梨県規則第二号）別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（表）

認定申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

申請者の連絡先

代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 連絡先

2 設計者の概要

- (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地
- (5) 連絡先

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区
- (3) 道路
 - ①幅員
 - ②敷地と接している部分の長さ

(裏)

(4) 敷地面積

①敷地面積

②省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率

③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

①建築面積 (申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

②建蔽率

(8) 床面積 (申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

(9) 申請に係る畜舎等の数

(10) 工事着手予定年月日

(11) 工事完了予定年月日

(12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ m

(5) 備考

認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

山梨県知事

年 月 日付けで申請のあった認定については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

- 1 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
- 2 認定に係る畜舎等の種類

不認定通知書

年 月 日

殿

山梨県知事

年 月 日付けで申請のあった認定については、下記の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定をしないもの
とします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

取下げ届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者の住所又は主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

届出者の連絡先

代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく下記の申請を取り下げたいので、
届け出ます。

記

- 1 申請の種類
 - 法第3条第1項の認定
 - 法第4条第1項の変更の認定
 - 法第6条第2項ただし書の規定による認定
 - 省令第48条第2項の規定による認定
- 2 申請年月日
- 3 取下げの理由
- 4 備考

取りやめ届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者の住所又は主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

届出者の連絡先

代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
- 2 取りやめの年月日
- 3 取りやめの理由
- 4 備考

許可申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
 申請者の氏名又は名称
 申請者の連絡先
 代表者の氏名

山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第7条第2項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 敷地 の位 置	ア 地名地番					
	イ 用途地域			エ その他の 区域・地 域・地区		
	ウ 防火地域					
2 畜舎等の種類				3 工事種類		
/		新・増 設 部	既 存 部 分	合 計	※ 7 敷地 面積に 対する 割合	※ 8 敷地面 積に対 する割 合の最 高限度
4 敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²			
5 建 築 面 積	m ²	m ²	m ²			
6 延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²			
		(1) (m ²)	(m ²)	(m ²)		
9 建築物 概要	/		新・増 設 部	既 存 部 分	/	
	ア 構造			エ 軒高		
	イ 屋根			オ 最高の 高 さ		
	ウ 外壁			/		

(裏)

10 設備概要				
11 敷地の周囲 の状況				
12 工事着手 年 月 日		13 工事完了 年 月 日		※受付欄
年 月 日		年 月 日		
※条件				
備考				
<p>注 1 付近見取図、配置図、平面図、立面図、理由書及び図面を添付してください。</p> <p>2 ※印欄には記入しないでください。</p> <p>3 6の欄の(1)の括弧内には、自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積を記入してください。</p>				

許可通知書

年 月 日

殿

山梨県知事

年 月 日付けで申請のあった許可申請については、山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第7条第2項の規定により、次の条件を付けて許可します。

条 件

山梨県規則第四号

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

山梨県庁舎等管理規則（昭和四十一年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「備付けの時間外登退庁者名簿（第八号様式）又は時間外外来者名簿（第九号様式）に、必要事項を記入の上」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 県職員 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード又は身分証明書を警備員に提示する方法
- 二 県職員以外の者 時間外外来者名簿（第八号様式）に必要事項を記入する方法

第八号様式を削り、第九号様式を第八号様式とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県規則第五号

山梨県療育手帳交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県療育手帳交付規則の一部を改正する規則

山梨県療育手帳交付規則（平成十五年山梨県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「とき」の下に「、記載欄に余白がなくなったときその他知事が必要と認めるとき」を加え、「又は汚した」を「汚し、又は記載欄に余白がなくなった」に改める。

第八条第一項中「保護者を変更したとき」の下に「、療育手帳被交付者の身体障害者福祉法施行規則別表第五号の級別に変更があったとき」を加える。

第一号様式を次のように改める。

療育手帳交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名

療育手帳の交付を受けたいので、山梨県療育手帳交付規則第3条の規定により申請します。

本人	フリガナ氏名		居住地	(電話番号 — —)										
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	職業									
	個人番号	<table border="1" style="width:100%; height:20px;"> <tr> <td style="width:12.5%; text-align:center;"> </td> </tr> </table>												
身体障害者手帳	有（手帳番号 (級) ） ・ 無													
保護者	フリガナ氏名		住所	(電話番号 — —)										
	生年月日	年 月 日	本人との関係		職業									

第三号様式から第五号様式までを次のように改める。

療育手帳再判定申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名

障害程度の再判定を受けたいので、山梨県療育手帳交付規則第6条第2項の規定により申請します。

手帳番号						
本人	フリガナ氏名		居住地	(電話番号 — —)		
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	職業	
	身体障害者手帳	有 (手帳番号 (級)) ・ 無				
保護者	フリガナ氏名		住所	(電話番号 — —)		
	生年月日	年 月 日	本人との関係		職業	

第4号様式（第7条関係）

療育手帳再交付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名

療育手帳の再交付を受けたいので、山梨県療育手帳交付規則第7条第1項の規定により申請します。

手帳番号																
本人	フリガナ氏名	居住地		(電話番号 — —)												
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	職業											
	個人番号	<table border="1" style="width:100%; height:20px;"> <tr> <td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td><td style="width:10%;"></td> </tr> </table>														
保護者	フリガナ氏名	住所		(電話番号 — —)												
	生年月日	年 月 日	本人との関係		職業											
再交付の理由		破れた・汚れた・失った・余白なし・その他 ()														

療育手帳記載事項変更届

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名

療育手帳の記載事項に変更が生じたので、山梨県療育手帳交付規則第8条第1項の規定により届け出ます。

手帳番号						
本人	居住地	新	(電話番号 — —)			
		旧	(電話番号 — —)			
	フリガナ氏名	新				
		旧				
	身体障害者手帳	新	手帳番号	(級)		
		旧	手帳番号	(級)		
保護者	住所	新	(電話番号 — —)			
		旧	(電話番号 — —)			
	氏名等		フリガナ氏名	性別	生年月日	本人との関係
		新				
		旧				

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県療育手帳交付規則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県療育手帳交付規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第六号

山梨県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する等の規則

(山梨県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 山梨県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和二十三年山梨県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第二条 法の定めるところにより知事に提出する次の各号に掲げる届出の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第九条の二第一項前段の規定による施術所開設届 第一号様式
- 二 法第九条の二第二項後段の規定による施術所届出事項変更届 第二号様式
- 三 法第九条の二第二項の規定による施術所（休止・廃止・再開）届 第三号様式
- 四 法第九条の三前段の規定による出張施術業務開始届 第四号様式
- 五 法第九条の三後段の規定による出張施術業務（休止・廃止・再開）届 第五号

様式

六 法第九条の四の規定による県内滞在施術業務届 第六号様式

第十三条から第十二条までを削る。

第十三条に見出しとして「（書類の提出）」を付し、同条中「令及び規則の規定」を「の定めるところ」に、「申請し、届出を行ない、又は返納する」を「届出を行う」に、「すべて」を「全て」に、「を経由」を「へ提出」に改め、同条を第三条とする。

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
印

施術所開設届

次のとおり施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 開設年月日

2 施術所の名称

3 開設の場所

電話番号 ()

4 業務の種類

5 業務に従事する施術者の氏名、晴盲の別、免許証番号及び登録年月日

6 構造設備の概要

7 使用する医療用具

注 施術所の平面図、付近の見取り図、免許証及び身分証明書並びに法人にあつては、登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写しを添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
印

施術所届出事項変更届

次のとおり施術所の届出事項の一部を変更したので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項後段の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 施術所の名称

2 施術所の所在地

電話番号 ()

3 変更した事項

4 変更年月日

注1 法人の主たる事務所の所在地又は名称の変更の場合は、登記事項証明書の写しを添付すること。

2 施術者の変更の場合は、業務の種別、晴盲の別も記入し、変更後の施術者の免許証及び身分証明書を添付すること。

3 住所変更を伴わない開設の場所の変更の場合は、構造設備の概要を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
印

施術所（休止・廃止・再開）届

次のとおり施術所を（休止・廃止・再開）したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第2項の規定により届け出ます。

1 施術所の名称

2 施術所の所在地

電話番号 ()

3 (休止・廃止・再開) 年月日

4 休止の場合はその予定期間

第4号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名
年 月 日 印 日生

出張施術業務開始届

次のとおり出張施術業務を開始したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3前段の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 業務の種類
- 2 業務開始年月日
- 3 晴盲の別、免許証番号及び登録年月日

注 免許証及び身分証明書を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名
年 月 日生

出張施術業務（休止・廃止・再開）届

次のとおり出張施術業務を（休止・廃止・再開）したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3後段の規定により届け出ます。

- 1 業務の種類
- 2 （休止・廃止・再開）年月日
- 3 休止の場合はその予定期間

第6号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名
年 月 日 印 日生

県内滞在施術業務届

次のとおり県内に滞在して施術業務を行いたいので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 業務の種類
- 2 業務を行う場所
- 3 業務を行う期間
- 4 晴盲の別、免許証番号及び登録年月日

注 免許証及び身分証明書を添付すること。

第七号様式から第十二号様式までを削る。

(山梨県柔道整復師法施行細則の一部改正)

第二条 山梨県柔道整復師法施行細則(昭和四十五年山梨県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、柔道整復師法施行令(昭和四十五年政令第二百十七号。以下「令」という。)及び柔道整復師法施行規則(昭和四十五年厚生省令第四十一号。以下「規則」という。)」を削る。

第二条中「、令及び規則」及び「次の各号に掲げる」を削り、「申請書及び」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第一号から第五号までを削り、同条第六号中「第六号様式」を「第一号様式」に改め、同号を同条第一号とし、同条第七号中「開設者住所氏名、名称、業務の種類、業務に従事する施術者氏名、施術所の構造設備変更届」を「施術所届出事項変更届」に、「第七号様式」を「第二号様式」に改め、同号を同条第二号とし、同条第八号中「施術所休止、廃止、再開届」を「施術所(休止・廃止・再開)届」に、「第八号様式」を「第三号様式」に改め、同号を同条第三号とする。

第三条の見出し中「経由」を「提出」に改め、同条中「法、令及び規則」を「法」に、「申請し、届出を行ない、又は返納する」を「届出を行う」に、「すべて」を「全て」に、「を経由」を「に提出」に改める。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
印

施術所開設届

次のとおり施術所を開設したので、柔道整復師法第19条第1項前段の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 開設年月日
- 2 施術所の名称
- 3 開設の場所

電話番号 ()

- 4 業務に従事する柔道整復師の氏名、免許証番号、登録年月日
- 5 構造設備の概要
- 6 使用する医療用具

注 施術所の平面図、付近の見取り図、免許証及び身分証明書並びに法人にあつては、登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写しを添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
印

施術所届出事項変更届

次のとおり施術所の届出事項の一部を変更したので、柔道整復師法第19条第1項後段の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施術所の名称
- 2 施術所の所在地

電話番号 ()

- 3 変更した事項
- 4 変更年月日

注1 法人の主たる事務所の所在地又は名称の変更の場合は、登記事項証明書の写しを添付すること。

- 2 施術者の変更の場合は、変更後の施術者の免許証及び身分証明書を添付すること。
- 3 住所変更を伴わない開設の場所の変更の場合は、構造設備の概要を添付すること。

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
印

施術所（休止・廃止・再開）届

次のとおり施術所を（休止・廃止・再開）したので、柔道整復師法第19条第2項の規定により届け出ます。

1 施術所の名称

2 施術所の所在地

電話番号 ()

3 (休止・廃止・再開) 年月日

4 休止の場合はその予定期間

第四号様式から第八号様式までを削る。

(診療エックス線技師法施行細則の廃止)

第三条 診療エックス線技師法施行細則(昭和二十八年山梨県規則第三十八号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和四年五月一日から施行する。

山梨県規則第七号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和六十年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の表山梨県ブランドプロモーション支援事業審査委員会の項を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県規則第八号

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則

(山梨県立職業能力開発校管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立職業能力開発校管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

「訓練生との統制」

第三号様式中「私どもが連帯して」を「私が」に、保証人 現住所

氏名

訓練生との関係

を「訓練生との統制」に、「注1」や「注」に、「及び保証人欄は」や「は」

④

に改め、「注2 保証人は、独立の生計を営む成年に限りませう。」を添へ。

第四号様式中 「保護者氏名 ④」や「保護者氏名 ④」

に、「及び保証人欄は」や「は」に改める。

(山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部改正)

第二条 山梨県立産業技術短期大学校管理規則(平成十年山梨県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「上記の者の在学中に係る一切の責任は、私どもが連帯して引き受け

ませう。」「保護者 現住所 氏名 印」「本人との統制」「保証人 現住所 氏名 印」

欄及び保証人欄は記入の必要はありません。」及び「注2 保証人は、独立の生計を営む成年に限りませう。」を削る。

「注1 本人が成年の場合は、保護者

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第九号

山梨県都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

山梨県都市計画法施行細則（昭和四十六年山梨県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「第六十条」を「第六十条第一項」に改める。

第十八号様式中「第60条」を「第60条第1項」とし、「ある」を「ある」に改める。

附則

この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

山梨県流域下水道事業財務規則（令和二年山梨県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「甲府手形交換参加地域」を「全国の区域」に改める。

第四十七条第四項中「あり、かつ、前渡金額」を「ある場合又は前渡金額」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十九条の改正規定は、同年十一月四日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中第二百十三号の二を第二百十三号の三とし、同号の次に次の四号を加える。

二百十三の四 介護支援専門員再研修手数料

二百十三の五 介護支援専門員更新研修手数料

二百十三の六 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料

二百十三の七 介護支援専門員実務研修受講試験事務手数料

別表第二百十三号の次に次の一号を加える。

二百十三の二 介護支援専門員実務研修手数料

別表第三百六十号中「農業大学校入学検定料」を「農林大学校入学検定料」に改め、同表中第四百八十四号の二十四を第四百八十四号の二十七とし、第四百八十四号の四から第四百八十四号の二十三までを三号ずつ繰り下げ、第四百八十四号の三の次に次の三号を加える。

四百八十四の四 管理計画認定申請手数料

四百八十四の五 管理計画認定更新申請手数料

四百八十四の六 管理計画変更認定申請手数料

別表中第五百三十号の五を第五百三十号の六とし、第五百三十号の四を第五百三十号の五とし、第五百三十号の三の次に次の一号を加える。

五百三十の四 運転技能検査手数料

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表中第五百三十号の五を第五百三十号の六とし、第五百三十号の四を第五百三十号の五とし、第五百三十号の三の次に一号を加える改正規定は、同年五月十三日から施行する。

山梨県規則第十二号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則（昭和五十三年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号口中「強姦」を「強制性交等」に改める。

第十七条第四号中「教育委員会事務局社会教育課」を「教育委員会事務局生涯学習課」に改める。

別表山梨県立愛宕山少年自然の家の項及び山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の項を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項第二号口の改正規定及び第十七条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番